

神戸市役所本庁舎のあり方に関する懇話会開催要綱

平成 28 年 5 月 13 日

行財政局長決定

(趣旨)

第 1 条 神戸市役所本庁舎（2 号館、3 号館）のあり方に関して、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、神戸市役所本庁舎のあり方に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 懇話会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民及び事業者
- (3) 市会議員
- (4) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、20 名以内とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(会長の指名等)

第 4 条 行財政局長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 行財政局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(懇話会の公開)

第 5 条 懇話会は、原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、行財政局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 条）第 10 条に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合。
- (2) 懇話会を公開することにより公正かつ円滑な懇話会の進行が著しく損なわれると認められる場合。

2 懇話会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に必要な事項は、行財政局総務部長が定める。

附 則（平成 28 年 5 月 13 日決裁）

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 5 月 13 日より施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 3 月 24 日より施行する。